

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年7月9日（令和2年（行情）諮問第365号）

答申日：令和4年7月4日（令和4年度（行情）答申第101号）

事件名：特定期間における群馬労働局長に係る官用車運転日報等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月24日付け群馬開第41号により群馬労働局長（以下「処分庁」又は「局長」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件請求文書は、平成30年4月～平成31年3月の期間における「官用車運転日報」及び「レンタカー運転日報」である。しかしながら、実際に開示された文書には、平成29年当時の文書が含まれている。この行為は、審査請求人を欺く行為であって、到底許される行為ではない。よって、改めて上記期間における「官用車運転日報」、及び「レンタカー運転日報」の全部開示を求め、審査請求する。なお、開示する際には、開示文書上記余白部分に平成30年及び平成31年と付記することも併せて要求する。

（2）意見書

上記（1）の内容どおりに開示されたい。

(3) 意見書 2

ア 意見を述べる趣旨等について

本件請求文書は、平成30年4月ないし平成31年3月の期間に係るものである。事業年度で言えば、平成30年度である。

ところが、実際に開示された官用車運転日報等には、平成29年当時の期間に該当するものが含まれている。

こういった行為自体が許し難き行為であって、明らかに故意に行ったと審査請求人は判断しているのである。なぜならば、審査請求人が着手した労災請求事件において不可解極まりない審査や調査等が行われており、事業主である特定銀行と、群馬労働局特定部特定課職員との『癒着があった』と断定しているからである。審査請求人が委任した特定弁護士も同じ判断である。

なお、群馬労働局は特定労働基準監督署の上部機関であって、労働基準監督署（以下「監督署」という。）を指揮監督できる権限を有していることは指摘するまでもない。要するに、特定監督署は、群馬労働局には逆らえない弱い立場にある。

よって、正しい文書を開示することは至極当然のことであって、可及的速やかに全て開示願いたい。

加えて、事業主である特定銀行と群馬労働局特定部特定課との関係を、以下のとおり厳しく指摘する。

イ 事業主である特定銀行は集団となって犯罪行為や不正行為を行った極めて悪質な企業である。（中略）

ウ 「事業主申立書」は、法的根拠のない文書であって、厚労省本省が把握していない文書である。（中略）

エ 聴取書による犯罪行為は、間違いなく行われた。（中略）

オ 現在の審査請求人が「特定疾病」に罹患しているなどと判断した医師は、特定個人（特定銀行産業医）だと断定できる。（中略）

カ 証拠資料等について（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による変更は、下記3（1）アのなお書きの追加及び（2）アにおける本件対象文書2の不開示部分の説明であり、下線部で示している。）。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年2月16日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件開示請求を行った。

(2) 処分庁においては、対象となる文書を特定する情報が不足していたことから、審査請求人に確認を取ったところ、「局長車」及び「群馬労

働局長」に関するものの全部」に補正された。

- (3) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年4月8日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書2として別紙の3に掲げる文書を追加して特定し、その一部を不開示とするとともに、原処分において特定した本件対象文書1のうち本来特定すべきであったものに係る不開示部分について原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 開示請求の対象となる文書の特定について

ア 本件請求文書は、「平成30年4月～平成31年3月の期間における群馬労働局全部署にかかる「官用車運転日報」「レンタカー運転日報」（「局長車」及び「群馬労働局長」に関するものの全部）」である。

群馬労働局において探索を行ったところ、平成30年4月から平成31年3月までの官用自動車の運転日報のうち局長に関する記載が認められるものを確認し、本件対象文書1として特定した。

なお、本件対象文書には、官用車運転日報（以下「運転日報」という。）が月の途上で切れているものがあるが、これは局長が使用した実績があるもののみを特定したことによる。例えば、本件対象文書2の9頁は、平成30年7月の職業安定部の運転日報であるが、7月2日から7月9日までとなっていて、これ以降の分が特定されていないが、当月分で局長が使用したのが該当の頁だけであったので、他の頁は特定していないものである。

イ その後、本件審査請求により、原処分により開示実施を受けた文書中に「平成29年当時の文書が含まれている」との申立てが行われた。諮問庁において処分庁に対して調査した結果、審査請求人の申立てどおり、本件開示請求の対象外である平成29年6月から平成30年3月までの「官用車運転日報」及び「レンタカー運転日報」が本件対象文書1に含まれていたことが判明したが、これらは本来、特定の対象から除くべきものであった（注）。

また、本件対象文書1以外にも、本件開示請求に該当する文書が存在することが分かったため、諮問庁としては、別紙の2に掲げる本件対象文書2を追加して特定したものである。

（当審査会注）本件対象文書1のうち平成30年度分は、原処分における開示実施文書の22頁ないし29頁であり、諮問庁が本件対象文書として提示した文書の対応する頁数は、別表の1欄の頁数

に示すとおりである（頁数の対応関係は、別表注2参照）。

- (2) 本件対象文書（本件対象文書1（平成30年度分に限る。）及び本件対象文書2を併せたものをいう。以下、第3において同じ。）の不開示情報妥当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法5条1号該当性

本件対象文書1の「行き先」欄及び「用務内容」欄並びに本件対象文書2の「運転者名（同乗者名）」欄及び「用務内容」欄の不開示部分には、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該部分は、法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

本件対象文書の「行き先」欄及び「用務内容」欄には、特定の法人又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている。当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

本件対象文書の「行き先」欄及び「用務内容」欄の不開示部分の記載内容並びに車種及びナンバーは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報である。当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、開示実施を受けた文書には、平成29年当時の文書が含まれているとして、改めて全部開示を求めている。本件対象文書の特定に関する指摘は正当であるが、不開示の妥当性については、上記3（2）で示したとおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象文書2として上記3（1）イの①ないし③に掲げる文書を新たに特定するとともに、本件対象文書1のうち本来特定すべきであったものに係る不開示部分について原処分を維持することとし、上記3（2）に掲げる部分を不開示とすることが妥当であるものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年7月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 8 月 3 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ④ 同月 4 日 審議
- ⑤ 令和 3 年 7 月 2 6 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月 2 9 日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑦ 同年 8 月 6 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 令和 4 年 6 月 9 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件
対象文書の見分及び審議
- ⑨ 同月 2 0 日 審議
- ⑩ 同月 2 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書 1 を特定し，その一部について，法 5 条 1 号，2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，諮問に当たり，本件対象文書 2 を追加して特定し，その一部を法 5 条 1 号，2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とするとともに，本件対象文書 1（平成 3 0 年度分に限る。）の不開示部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及びそのうち諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお，諮問庁は，上記第 3 の 3（1）イにおいて，本件審査請求を受けて調査した結果，本件対象文書 1 には平成 2 9 年度のものが含まれており，特定すべき対象文書から除くべきものであったと説明する。

本件対象文書 1 の平成 2 9 年度のものについては，本件請求文書に該当するとは認められず，原処分においてこれらを特定したことは妥当ではないが，処分庁は，原処分において，本件対象文書 1 を特定し，開示する決定を行っており，あえて原処分を取り消し，当該文書を特定しないこととするには及ばない。

また，審査請求書の内容等に鑑みれば，本件対象文書 1（平成 3 0 年度分に限る。）の不開示部分の開示を求めるものと解されることから，以下においては，本件対象文書 1（平成 2 9 年度分）の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書は別紙の 1 に掲げるとおりであり，本件開示請求の対象となる期間は，平成 3 0 年度に限られている。

(2) 当審査会において本件対象文書 1 を見分したところ，その 2 2 頁ないし 2 9 頁は，群馬労働局職業安定部の官用車の運転日報の平成 3 0 年 5

月分，7月分，10月分，11月分及び平成31年2月分2頁の計6頁並びに同局他部署の官用車の運転日報の平成30年5月分2頁であることが確認された。また，いずれの運転日報についても，同乗者名として局長の職氏名の記載が確認された。

その余の部分（計21頁）は，群馬労働局の局長車の運転日報計16頁，同局職業安定部の官用車の運転日報計4頁及び他部署の官用車の運転日報1頁であるが，その時期は平成29年6月分ないし平成30年3月分のものであり，本件開示請求の対象となる期間のものでないことが確認された。

- (3) 諮問庁から本件対象文書2の提示を受けて，当審査会において確認したところ，全18頁のうち16頁が群馬労働局の局長車の運転日報であり，残り2頁が同局総務課の官用車の運転日報平成30年10月分及び同課のレンタカー運転日報（日借り分）平成31年3月分であった。

局長車の運転日報は，平成30年度に属する12か月分であり，各月分とも月初から末までカバーしていることを確認した。また，総務課の運転日報2頁のどちらにも，同乗者名として局長の職氏名の記載が確認された。

- (4) 上記(3)から，局長車の平成30年度分の運転日報が全て特定されているものと認められる。そこで念のため，同年度に局長が局長車以外の群馬労働局の官用車（借上げ車を含む。）に乗車したことを示す運転日報が外にないか，諮問庁に改めて確認を求めたところ，処分庁をして群馬労働局の関係部署において関係記録を探索せしめたが，他に該当するものは発見されなかった旨の回答があった。

そうすると，群馬労働局において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているものとは認められないことから，諮問庁が本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であると認められる。

3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番2，通番3，通番6及び通番7には，官用車の行き先及びその行き先での用務内容が簡潔に記載されている。

当該部分は，群馬労働局の職員が官用車を使用して訪問した目的地及び用務内容が記載されており，日付等と合わせて職員個人を特定することが可能であることから，法5条1号本文前段に定める個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

しかしながら，当該部分には，具体的な法人等の名称も含まれているが，その内容は群馬労働局の職員が通常の職務において往来する場所を記載したものであると認められ，職務遂行に係る情報と認められること

から、法5条1号ただし書ハに該当する。また、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、官用車を使用する群馬労働局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1及び通番4

当該部分には、群馬労働局の官用車の車種及びナンバーが記載されている。車種及びナンバーを特定すると、路上等を含めて当該官用車を特定することが可能となる。近年の様々な技術的手段の発達を踏まえると、これにより当該官用車を使用して行われる群馬労働局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることを否定することは困難であるといわざるを得ない。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該官用車を使用して行われる群馬労働局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、本件対象文書2の26頁「レンタカー運転日報(日借り)」の車種及びナンバーについては、諮問庁は、本件対象文書2を追加して特定した際に、法5条6号柱書きに該当するとして不開示としていたが、改めて検討した結果、開示することとしている。

イ 通番5

当該部分は「運転者名(同乗者名)」欄に記載された群馬労働局の職員の氏名である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところによると、記載された職員は、「期間業務職員として雇用されている職員の氏名」のため、不開示としたとのことである。

期間業務職員として雇用されている職員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)の下での氏名の公表対象から除外される「補助的業務に従事する非常勤職員」に該当することから、一般的には公表されていない情報であり、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であ

るとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番7

通番7には、官用車の行き先での用務内容が簡潔に記載されている。

当該部分の22頁には特定個人の氏名及び当該特定個人に関する情報が記載されていると認められる。当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分のうち氏名は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。当該部分のその余の部分は、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、その権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、通番7は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、その一部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、群馬労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

「平成30年4月～平成31年3月の期間における群馬労働局全部署にかかる「官用車運転日報」「レンタカー運転日報」（「局長車」及び「群馬労働局長」に関するものの全部）」

2 本件対象文書1

- ① 官用車運転日報
- ② レンタカー運転日報

（当審査会注）当審査会で見分したところ、上記①及び②の文書の対象期間は、平成29年6月から平成30年5月にわたっており、そのうち平成30年度分に該当するのは、通し頁の22頁ないし29頁のみである。

3 本件対象文書2

- ① 平成30年度官用車運転日報（局長車）
- ② 平成30年度官用車運転日報（総務課）
- ③ 平成30年度レンタカー（総務課）

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び頁	2 諮問庁が不開示とすべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法5条各号該当性	
本件対象文書1 4ないし6, 9, 15, 18, 23, 24, (注12)	車種, ナンバー (4頁及び5頁を除く。)	6号柱書き	1 -
	「行き先」欄 (6頁10行目4文字目ないし17文字目, 9頁8行目, 18頁3行目, 5行目)	1号, 2号イ, 6号柱書き	2 全て
	「用務内容」欄 (4頁6行目, 8行目, 5頁4行目, 6行目, 7行目1文字目ないし10文字目)	1号, 2号イ, 6号柱書き	3 全て
本件対象文書2 1ないし3, 7, 8, 10ないし14, 16, 17, 19ないし22, 25, 26	車種及びナンバー (26頁を除く。)	6号柱書き	4 -
	「運転者名 (同乗者名)」欄 (11頁4行目1枠目, 12頁4行目2枠目, 14頁2行目ないし10行目 (3行目及び8行目を除く。)) の各1枠目, 3行目2枠目, 19頁1行目2枠目)	1号	5 -
	「行き先」欄 (1頁4行目5文字目ないし7文字目, 5行目1文字目ないし7文字目, 25頁10行目3文字目ないし最終文字)	2号イ, 6号柱書き	6 全て
	「用務内容」欄 (1頁7行目, 8行目, 3頁2行目, 8行目1文字目ないし4文字目, 9行目, 7頁5行目, 10頁4行目1文字目ないし4文字目, 5行目, 11頁2行目, 13頁3行目, 17頁4行目1文字目ないし3文字目, 20頁1行目1文字目ないし6文字目, 22頁2行目及び3行目, 25頁3行目, 6行目, 7行目)	1号, 2号イ, 6号柱書き	7 全て (22頁3行目を除く。)

(注1) 当審査会事務局において作成した。

(注2) 原処分22ないし29頁は、本件対象文書1の6, 9, 15, 18, 23, 24, 5, 4頁に該当する。